

緒 言

第一章 標準産業分類作成要旨

わが国で産業分類をはじめて作つたのは昭和5年(1930年)の国勢調査のときであつた。これより先、大正9年(1920年)の第1回国勢調査のときは職業分類だけが作られた。これは産業と職業を混同したような分類であつた。はつきり二つの分類に分れたのは、昭和5年のときである。その後経済統計の発達に伴つて、工業分類とか、農業分類とか、部分的な産業分類も生れてきた。しかも、それらの間に分類上の統一がなく、解釈が区々であつたために、同一事業所が調査いかんによつて異なる産業に分類され、比較研究の上に多大の不便があつた。

そこで昭和15年(1940年)の国勢調査のときには、とりあえずわが国の標準分類を作成しようというので、各関係官庁の専門家が会合して、統一ある分類を作成したが、その使用に関する具体的な取決めがなされなかつたので、その後実際に統一的な使用は行われなかつた。そのため各種調査相互間に結果数字の比較性が保たれないことになつたので、理路整然たる標準分類作成の必要が痛感されるに至つた。戦後わが国では、まず統計委員会の下に1950年センサス中央計画委員会を設置し、センサス実施の研究と基礎事業である各種分類の研究に取り掛つた。この委員会の下に各種専門部会が設けられたが、その中に産業分類専門部会を設けて、わが国の標準産業分類の作成に当つた。

その後、昭和27年8月行政機構の改革に伴い、統計委員会は行政管理庁に附属する統計審議会となつた。以後、その下に新たに産業分類専門部会を設置し、標準産業分類に関する諸問題の審議に当ることになつた。

産業分類専門部会運営要綱

一 目 的

産業分類専門部会は標準的産業分類を作成し、以て国際比較を可能ならしめると共に、わが国各機関の調査統計資料相互間に統一性を附与することを目的とする。

二 構 成

本部会は委員会、小委員会及び幹事会の三つに分ける。委員会及び幹事会は関係官庁の職員及び民間専門家の中より選任された専門技術委員を以て構成する。委員会は委員の互選により委員長を選挙する。

委員長は委員中より各小委員会の主査、及び幹事長を委嘱する。

三 運 営

委員長、関係委員及び幹事は随時小委員会に出席して小委員会委員と共に産業分類に関する諸般の審議を行う。委員会は小委員会の総合調整に当る外、各小委員会より提出された産業分類案を審査する。

幹事会は、産業分類に関する関係各機関の意見の連絡交換を行い、その結果を委員長に報告する。

四 小委員会及び幹事会

小委員会は、次の六小委員会を以て構成し、委員会の指示の方針に基き各所管産業につき産業分類に関する審議を行い、これを委員会に提出する。

幹事会は、関係各機関から選任された幹事を以て構成し、幹事長は委員長が指命する。

小委員会

第一小委員会 農業、林業及び水産業部門

第二小委員会 鉱業、商業及び製造業部門

第三小委員会 建設業部門

第四小委員会 金融保険業及び不動産業部門

第五小委員会 運輸、通信及びその他の公益事業部門

第六小委員会 サービス業及び公務部門

幹事会

第二章 標準産業分類改訂要旨

昭和24年10月、日本標準産業分類の決定を見、これは指定統計等の多くの重要な統計調査に使用されるに至つた。しかるに、昭和5年初めて産業分類を作成した際に内閣訓令第三号をもつて、これが統一的使用を図り、更に昭和15年産業分類を改訂した際も各省これを共通に使用するよう次官申し合せを行つているが、実際は統一的使用が行われていない。従つてこれらを廃止すると共に新たに作成した日本標準産業分類によつてその統一を図る必要が生じてきた。

ここにおいて統計委員会は昭和24年12月23日第12回統計委員会及び昭和25年4月28日の第17回統計委員会でこの問題を審議した結果、日本標準産業分類の使用を統計法による政令として制定することになり、このために必要な研究を行うことになつた。

日本標準産業分類の使用を政令として制定するにあたり、第一に考慮すべきは日本標準産業分類が数多くの統計調査にたいし、どの程度無理なく適用できるかという点にある。昭和24年10月日本標準産業分類の決定を見てより一箇年有余を経過し、この間実地に使用した結果や、我國産業構造上における或る産業部門の重要性の変化、或いは産業部門に含まれる個別産業をわが国の実情に合わせて改廃する必要性等が考えられた。よつて産業分類専門部会の各小委員会毎に改訂を行うことになり、昭和26年3月改訂の成案を得、これによつて政令の制定を得ることになつた。

然るに昭和27年4月28日講和条約の発効によるわが国産業の変化等に基き、更にわが国情に台致するための改訂を行う必要が生じたので、第2回及び第3回に亘つて改訂を行つた。その後現在第4回の改訂作業を行つている。改訂作業の関係者についてその一斑を示せば次の通りである。

産業分類専門部会専門委員（1953年3月現在）

委員長	森 数 樹	統計審議会委員
委員	久我 通 武	農林省農林経済局統計調査部農林統計課長
委員	松 岡 亮	農林省農林経済局統計調査部調整課長（第一小委員会主査） （1953年1月より）
委員	武内 信 男	通商産業大臣官房調査統計部統計管理課長（第二小委員会主査）
委員	落合 林 吉	建設省計画局総合計画課長（第三小委員会主査）（1952年8月 まで）
委員	八卷 淳之輔	建設省計画局総務課長（第三小委員会主査）（1952年9月より）
委員	谷 村 裕	大蔵大臣官房調査課長（第四小委員会主査）
委員	梶本 保 邦	運輸大臣官房企画課長（第五小委員会主査）
委員	中山 照 夫	総理府統計局調査部人口第一課長（第六小委員会主査）（1952年 12月まで）
委員	川 島 博	総理府統計局調査部人口第一課長（第六小委員会主査）（1953年 1月より）
委員	大宮 五 郎	労働大臣官房労働統計調査部雇用調査課長
委員	酒井 祐 治	郵政省経理局統計課長
委員	根本 清 介	日本銀行統計局金融統計課長
委員	白崎 享 一	国勢社社長
委員	日野 源 四郎	行政管理庁統計基準部基準課長

産業分類専門部会小委員会委員（1953年3月現在）

金 卷 晴 雄	通商産業大臣官房調査統計部統計管理課（第2・3小委員会）
江 下 忠	通商産業大臣官房調査統計部工業統計課長（第2小委員会）
高 橋 昇 平	通商産業大臣官房調査統計部工業統計課（第2小委員会）
嶋志田 清	通商産業大臣官房調査統計部工業統計課（第2小委員会）
奥 山 敏 夫	通商産業大臣官房調査統計部商業統計課長（第2小委員会）
松 本 金 之 助	通商産業大臣官房調査統計部商業統計課（第2小委員会）
後 藤 孝	通商産業大臣官房調査統計部機械統計課長（第2小委員会）
田 辺 金 蔵	通商産業大臣官房調査統計部機械統計課（第2小委員会）
降 幡 武	通商産業大臣官房調査統計部機械統計課（第2小委員会）
村 上 勝	通商産業大臣官房調査統計部機械統計課（第2小委員会）
安 達 次 郎	通商産業大臣官房調査統計部化学統計課長（第2小委員会）
佐 野 英 夫	通商産業大臣官房調査統計部化学統計課（第2小委員会）
殿 木 義 三	通商産業大臣官房調査統計部化学統計課（第2小委員会）
村 上 武 夫	通商産業大臣官房調査統計部鉄鋼統計課長（第2小委員会）
福 田 久 光	通商産業大臣官房調査統計部鉄鋼統計課（第2小委員会）
飯 島 健 一	通商産業大臣官房調査統計部鉄鋼統計課（第2小委員会）
小 林 正	通商産業大臣官房調査統計部繊維統計課長（第2小委員会）
河 内 正 作	通商産業大臣官房調査統計部繊維統計課（第2小委員会）
小 島 友 宇	通商産業大臣官房調査統計部繊維統計課（第2小委員会）

網野誠	通商産業大臣官房調査統計部雜貨統計課長 (第2小委員会)
玉野慶次郎	通商産業大臣官房調査統計部雜貨統計課 (第2小委員会)
青地慎太郎	通商産業大臣官房調査統計部雜貨統計課 (第2小委員会)
百武寛	通商産業大臣官房調査統計部鉱業統計課長 (第2小委員会)
寺光昇	通商産業大臣官房調査統計部鉱業統計課 (第2小委員会)
伊藤周一	通商産業大臣官房調査統計部鉱業統計課 (第2小委員会)
中山弘之	通商産業大臣官房調査統計部石炭統計課長 (第2小委員会)
寺田清一	通商産業大臣官房調査統計部石炭統計課 (第2小委員会)
赤羽久雄	通商産業省公益事業局調査課 (第3小委員会)
長沢武	通商産業省輕工業局建材課 (第3小委員会)
熊木勝豊	農林省農林經濟局農業協同組合理部農業協同組合課(第1小委員会)
淺間一彦	農林省農林經濟局統計調査部調整課 (第1・2・3小委員会)
小沢孝雄	農林省農林經濟局統計調査部調整課 (第1・2・3小委員会)
西出一朗	農林省農林經濟局統計調査部調整課 (第1・2・3小委員会)
牟田守邦	農林省農林經濟局統計調査部農林統計課 (第1・2小委員会)
北原恒造	農林省農林經濟局統計調査部水産統計課長 (第1小委員会)
山本忠	農林省農林經濟局統計調査部水産統計課 (第1小委員会)
大石清一郎	農林省農林經濟局統計調査部水産統計課 (第1小委員会)
三浦八郎	農林省農林經濟局統計調査部水産統計課 (第1小委員会)
樋口守	農林省農地局建設部設計課 (第3小委員会)
石井安雄	農林省農地局計画部經濟課 (第1小委員会)
那須慎平	農林省畜産局畜政課 (第1小委員会)
芦野道夫	農林省蚕糸局糸政課 (第1小委員会)
森泉永平	農林省蚕糸局糸政課 (第1小委員会)
石井三郎	農林省蚕糸局蚕業課 (第1小委員会)
黒谷雄二	食糧庁調査課 (第1・2小委員会)
山田次郎	食糧庁調査課 (第1・2小委員会)
児玉忠雄	林野庁調査課 (第1・2・3小委員会)
甲斐原一郎	林野庁調査課 (第1・2・3小委員会)
岡伯明	水産庁調査資料課長 (第1小委員会)
中村健	水産庁調査資料課 (第1・2小委員会)
須藤恭一	大蔵大臣官房調査課 (第2・3小委員会)
西海枝満寿夫	大蔵大臣官房調査課 (第4小委員会)
天谷良三	大蔵大臣官房調査課 (第4小委員会)
森田右一	大蔵大臣官房調査課 (第4小委員会)

市川 衛 門	大蔵省銀行局総務課	(第4小委員会)
森田 達 雄	大蔵省理財局經理課	(第4小委員会)
今沢 豊 正	建設省計画局総合計画課	(第3小委員会)
深沢 政 己	建設省計画局総務課	(第3小委員会)
本田 勝太 郎	建設省計画局総務課	(第3小委員会)
坂本 八 郎	総理府統計局調査部人口第一課	(第6小委員会)
野村 清	総理府統計局調査部人口第一課	(第6小委員会)
上田 尙 一	総理府統計局調査部人口第二課	(第6小委員会)
島村 史 郎	総理府統計局調査部研究課	(第6小委員会)
三輪 美 雄	総理府統計局調査部経済第一課	(第6小委員会)
甲高 忠 男	総理府統計局製表部製表第二課	(第6小委員会)
古畑 富 久	総理府統計局製表部製表第三課	(第6小委員会)
見坊 力 男	運輸大臣官房企画課	(第5小委員会)
遠藤 英 男	運輸大臣官房企画課	(第2・3・5小委員会)
斎藤 薫 治	運輸大臣官房企画課	(第2・3・5小委員会)
久保田 三 郎	運輸省海運局海運調整部調査課	(第5小委員会)
渡辺 道 夫	運輸省海運局外航課	(第5小委員会)
鶴田 勤	運輸省海運局内航課	(第5小委員会)
鈴木 幸 雄	運輸省船舶局監理課	(第2小委員会)
池村 清	運輸省船舶局関連工業課	(第2小委員会)
山崎 政 男	運輸省港湾局港政課	(第5小委員会)
辻村 十三 郎	運輸省港湾局倉庫課	(第5小委員会)
梶原 清	運輸省鉄道監督局総務課	(第5小委員会)
前川 信 造	運輸省鉄道監督局車両工業課	(第2小委員会)
新島 静 男	運輸省鉄道監督局民営鉄道部監理課	(第2小委員会)
中村 富 夫	運輸省自動車局総務課	(第5小委員会)
薄木 正 明	運輸省航空局管理部総務課	(第5小委員会)
岡部 保	運輸省港湾局計画課	(第3小委員会)
福井 幸 郎	運輸省航空局技術部施設課	(第3小委員会)
石川 豊	運輸省鉄道監督局国有鉄道部施設課	(第3小委員会)
久我 虎 雄	運輸省鉄道監督局民有鉄道部土木課	(第3小委員会)
小林 秀 彌	文部省教育施設部計画課長	(第3小委員会)
竹内 喜 好	文部省調査局統計課	(第6小委員会)
森田 清	文部省調査局統計課	(第6小委員会)
大石 松太 郎	郵政省経理局統計課	(第3・4・5小委員会)

田部井勉	郵政省經理局統計課	(第4・5小委員会)
荒武喜平次	郵政省郵務局管理課	(第5小委員会)
笹川泰雄	郵政省貯金局規画課	(第4小委員会)
後藤正士	郵政省簡易保険局数理課	(第4小委員会)
多賀谷栄一	郵政省電波管理局総務課	(第5小委員会)
笹本正光	厚生大臣官房統計調査部指導課	(第6小委員会)
回夜文平	厚生大臣官房統計調査部指導課	(第6小委員会)
星野幸治	労働大臣官房労働統計調査部雇傭調査課	(第2・3・6小委員会)
平山正隆	経済審議庁調査部国民所得課	(第6小委員会)
林実	経済審議庁計画部総合開発第二課	(第2・3小委員会)
鈴木直実	調達庁総務部調達協力課	(第3小委員会)
岩本定一	調達庁総務部調達協力課	(第3小委員会)
高村清	保安庁經理局建築課	(第3小委員会)
竹田仁一	保安庁經理局建築課	(第3小委員会)
早川精	保安庁經理局土木課	(第3小委員会)
森直次	日本電信電話公社経営調査室	(第5小委員会)
関口賢次	日本電信電話公社経営調査室	(第5小委員会)
生駒武夫	日本電信電話公社経営調査室	(第5小委員会)
山本陸呂	日本電信電話公社施設局建設部管理課	(第3小委員会)
矢口住行	日本國有鉄道總裁室業務運営調査室	(第3小委員会)
田中倫治	日本國有鉄道總裁室施設局管理課	(第3小委員会)
森宮龍一	日本銀行統計局金融統計課(1953年2月まで)	(第2・3・4小委員会)
岩上静哉	日本銀行統計局金融統計課(1953年3月より)	(第2・3・4小委員会)
相川三男	日本銀行統計局金融統計課	(第2・4小委員会)

産業分類専門部会幹事会幹事(1953年3月現在)

日野源四郎	行政管理庁統計基準部基準課長
水沼登	行政管理庁統計基準部基準課
金巻晴雄	通商産業大臣官房調査統計部統計管理課
鴨志田清	通商産業大臣官房調査統計部工業統計課
広田正雄	通商産業大臣官房調査統計部商業統計課
三井栄次	通商産業大臣官房調査統計部商業統計課
浅間一彦	農林省農林経済局統計調査部調整課
小沢孝雄	農林省農林経済局統計調査部調整課
遠藤英男	運輸大臣官房企画課

齋藤	燕治	運輸大臣官房企画課
須藤	恭一	大蔵大臣官房調査課
坂本	八郎	総理府統計局調査部人口第一課
今沢	豊正	建設省計画局総合計画課
深沢	正己	建設省計画局総務課
星野	幸治	労働大臣官房統計調査部雇用調査課
回夜	文平	厚生大臣官房統計調査部指導課
飯島	正迪	郵政省経理局統計課
竹内	喜好	文部省調査局統計課
林	実	経済審議庁計画部開発第二課
岩上	静哉	日本銀行統計局金融統計課 (1953年3月より)
森宮	龍市	日本銀行統計局金融統計課 (1953年2月まで)

産業分類専門部会専門委員 (1956年3月現在)

委員長	森数樹	統計審議会委員
委員	久我通武	農林省農林経済局統計調査部農林統計課長
委員	近藤武夫	農林省農林経済局統計調査部調整課長 (第一小委員会主査)
委員	武内信男	通商産業大臣官房調査統計部統計管理課長 (第二小委員会主査)
委員	竹内藤男	建設大臣官房調査統計課長 (第三小委員会主査)
委員	塩谷忠男	大蔵大臣官房調査課長 (第四小委員会主査)
委員	佐藤光夫	運輸大臣官房企画課長 (第五小委員会主査)
委員	川島博	総理府統計局調査部人口第一課長 (第六小委員会主査)
委員	日野源四郎	総理府統計局調査部人口第二課長
委員	広瀬忠三	労働大臣官房労働統計調査部雇傭調査課長
委員	佐藤久彌	郵政省経理局統計課長
委員	舟久保出	日本銀行統計局金融統計課長
委員	白崎享一	国勢社社長
委員	北川豊	行政管理庁統計基準部基準課長

過去3回に亘つて改訂した日本標準産業分類の改訂点は項目の新設、移行、削除、分類項目名及び説明並びに内容例示の変更、追加等多岐に亘るものであつたが、なお国際比較性は堅持されている。いま、分類項目の新設、移行、削除等の改訂点を改訂時別に大分類毎に示すと次の通りである。

日本標準産業分類第1回改訂における新旧比較 (昭和26年4月改正)
(説明及び内容例示の変更を除く)

大分類	A	農業	変更なし
大分類	B	林業及び狩猟業	変更なし
大分類	C	漁業及び水産養殖業	変更なし
大分類	D	鉱業	変更なし
大分類	E	建設業	変更なし

大 分 類 F———製 造 業

旧(昭和24年10月)		新(昭和26年4月)		備 考
分類 番号	項 目 名	分類 番号	項 目 名	
226	染色整理業 (メリヤス製品を除く)	226	染色及び整理業	
2261	染色整理業(毛織物及びメリヤス 製造を除く)	2261	染色及び整理業 (毛織物を除く)	
2414	経木製造業	2414	経木及び経木製品製造業 (折箱, マッチ箱を除く)	二項目に分離し, 2435 の次に2436を新設した
		2436	折箱製造業	
2511	和家具製造業	2511	家具製造業 (金属及び漆製を除く)	和洋を併合し漆製家具 を分離して397漆器製 造の中に入れた
2512	洋家具製造業(金属製家具を除く)			
2592	襖及び戸障子製造業	253	建具製造業	小分類253及び2531と して新設した
		2531	同 上	
		2923	半製コークス(コーライト) 製造業	新設した
2931	舗装及び屋根葺材料製造業	2931	屋根葺材料製造業	二項目に分離した
		2932	舗装材料製造業	
3021	ゴム靴製造業	3021	ゴム製履物製造業	二項目に分離した
		3022	ゴム製履物附属品製造業	
3091	工業用ゴムベルト, ゴムホース及 び工業用ゴム製品製造業	306	工業用ゴムベルト, ゴムホース及 び工業用ゴム製品製造業	旧の細分類を小分類に 引上げた
		3061	同 上	
		3192	工業用革製品製造業 (ベルト, パッキング及び手袋を 除く)	旧の3199より取り出し 新設した
3212	ガラス容器製造業	3212	ガラス及びガラス製品製造業	一括した
3213	ガラス製品製造業 (容器を除く)			
		3246	理化学用陶磁器製造業	旧の3249より取出し新 設した
		3247	工業用陶磁器製造業	旧3249より新設した
3452	鋳形及びプレス加工金属製品製 造業	3452	打抜及びプレス加工アルミニウ ム, アルミニウム合金製品製造業	二項目に分離した
		3453	打抜及びプレス加工金属製品製 造業(アルミニウム及びアルミ ニウム合金を除く)	
3543	工作機械その他の金属加工機械部 品及び精密工具製造業	3543	工作機械及びその他の金属加工 機械附属品製造業 (機械工具を除く)	二項目に分離し3544を 新設した
		3544	機械工具製造業	
3552	繊維機械製造業	355	繊維機械製造業	小分類に引上げ三細分 類を新設した
		3551	紡績機械製造業	
		3552	織物機械製造業	
		3553	染色及び整理機械製造業	

旧（昭和24年10月）		新（昭和26年4月）		備 考
分類 番号	項 目 名	分類 番号	項 目 名	
357	事務用機械器具製造業	358	事務用、サービス用及び家庭用 機械器具製造業	二小分類を一括した
358	サービス用及び家庭用機械器具 製造業			
3571	計算機及び金銭登録機製造業	3581	計算機、金銭登録機及びタイプ ライター製造業	二細分類を一括した
3572	タイプライター製造業			
3579	他に分類されない事務用機械器具 製造業	3589	他に分類されない事務用、サー ビス用及び家庭用機械器具製造 業	二細分類を一括した
3589	他に分類されないサービス用及び 家庭用機械器具製造業			
3611	配線器具及び配線附属品製造業	3611	配線器具及び配線附属品製造業 (絶縁紙布及びマイカを除く)	三項目に分離した
		3612	絶縁紙布製造業	
		3613	絶縁マイカ製造業	
3613	電気計測器及び記録器製造業	367	電気計測機、絶縁器及び電子応用 測定装置製造業	小分類に引上げ細分類 3671を新設した
		3671	電気計測機、絶縁器及び電子応用 測定装置製造業	
3693	レントゲン及び治療器具並びにラ ジオ真空管以外の電子管製造業	3693	レントゲン及び治療器具製造業	二項目に分離した
		3694	ラジオ真空管以外の電子管製造業	
3612	電気産業用炭素及び黒鉛製造業	3695	電気産業用炭素及び黒鉛製造業	移行した
		3696	電球及び真空管用タングステン 及びモリブデン製品製造業	旧3699より分離新設し た
3712	乗合自動車、貨物自動車及び乗 合自動車の車体製造業	3712	乗用自動車、貨物自動車及び乗 合自動車の車体並びに附随車製 造業	二項目を一括した
3714	トラック及び乗用車用の附随車 製造業	3714	自動車用代燃装置製造業	旧3569の内容の一部を とりだし新設した
3752	二輪車、又は三輪車のオートバ イ及び部分品製造業	372	オートバイ及び部分品製造業	小分類に引上げ二細分 類に分離した
		3721	オートバイ製造業	
		3722	オートバイ部分品製造業	
3731	鋼船製造及び修理業	3731	鋼船製造及び修理業	5トン未満の鋼船を含 める
3733	小型船製造及び修理業			
3732	木船製造及び修理業	3732	木船製造及び修理業	5トン未満の木造船を 含める
3733	小型船製造及び修理業			
3741	鉄道車輛製造業	3741	鉄道機関車製造業	二項に分離し3742を新 設した
		3742	客貨車製造業	
375	オートバイ、自転車、リヤカー 及び部分品製造業	375	自転車、リヤカー及び部分品製 造業	旧3752を小分類に引上 げたので名称内容を変 更した
3821	機械的測定及び制禦機械器具製 造業	3821	材料試験機製造業	3821の内容を分離新設 した材料試験機を特掲 し番号を変更した
		3822	機械的測定機械器具製造業	
3861	写真機械器具製造業	3861	写真機及び附属品製造業	二項目に分離した
		3862	映画用機械及び附属品製造業	

旧（昭和24年10月）		新（昭和26年4月）		備 考
分類 番号	項 目 名	分類 番号	項 目 名	
3942	鉛筆及びクレヨン製造業	388	度量器及び量器製造業 （機械的測定器を除く）	使用材料別に各項目に 含まれていたのを一括 新設した 3929より取出し新設し た。旧3923は新3929に 含めた 3939より取出し新設し た 二項目に分離した
		3881	度量器製造業 （機械的測定器を除く）	
		3882	量器製造業 （機械的測定器を除く）	
		3923	ハーモニカ製造業	
3942		3934	羽子板製造業	
		3942	鉛筆製造業	
		3943	クレヨン製造業	
3986	漆器製造業	397	漆器製造業	小分類に引上げると共 に各項目に含まれてい た漆器を一括した 二項目に分離した
		3971	漆器製造業	
3995	洋傘、雨傘、日傘及び杖製造業	3993	洋傘及び部分品製造業	
		3994	和傘及び部分品製造業	

大 分 類 G-----卸売及び小売業

旧（昭和24年10月）		新（昭和26年4月）		備 考
分類 番号	項 目 名	分類 番号	項 目 名	
4011	自動車卸売業	4011	自動車卸売業 （自動自転車を含む）	二項目に分離した
		4012	自動車及び自動自転車部分品、附 属品卸売業	
4611	自動車小売業	4611	自転車小売業（部分品及び附属品 を除く）	二項目に分離した
		4612	自転車部分品及び附属品小売業	
4622	自動車小売業	4621	自動車小売業 （自動自転車を含む）	二項目に分離した
		4622	自動車部分品小売業 （自動自転車を含む）	

大 分 類 H-----金融及び保険業

旧（昭和24年10月）		新（昭和26年4月）		備 考
分類 番号	項 目 名	分類 番号	項 目 名	
		5074	日本輸出銀行	新 設
		5075	日本開発銀行	新 設
		5222	住宅金融公庫	新 設
		5314	証券金融会社	新 設

大分類 I—不動産業 変更なし

大分類 J—運輸通信及びその他の公益事業

旧（昭和24年10月）		新（昭和26年4月）		備 考
分類 番号	項 目 名	分類 番号	項 目 名	
621	地方乗合自動車運送業	621	一般及び貸切自動車運送業	三小分類を一括した
622	乗合自動車業（地方乗合自動車運送業を除く）			
623	貸切旅客自動車運送業			
6211	地方乗合自動車運送業	6211	一般旅客自動車運送業	二細分類を一括した
6221	乗合自動車業（地方乗合自動車運送業を除く）	622	特定旅客自動車運送業	新 設
		6221	特定旅客自動車運送業	新 設
631	貨物自動車運送業	631	一般貨物自動車運送業	旧の6312を変更し内容を 変えた
6311	一般貨物自動車運送業	6311	積合貨物自動車運送業	二細分類に分けた
		6312	貸切貨物自動車運送業	
6312	特定貨物自動車運送業	632	特定貨物自動車運送業	小分類に引き上げ6321 を新設した
		6321	特定貨物自動車運送業	
		6453	般船貸渡業	旧の6459より取出し新 設した

大分類 K——サービス業

旧（昭和24年10月）		新（昭和26年4月）		備 考
分類 番号	項 目 名	分類 番号	項 目 名	
8414	ラジオーター修理業	8414	タイヤ信理業	旧の8414を8419に入れ 8415を繰上げた 8419より取出し新設し た
		8415	自動車及びエンジン再生業	

大分類 L——公 務 変更なし

大分類 M——分類不能の産業 変更なし

日本標準産業分類第2回改正における新旧比較（昭和28年3月改正）

（説明及び内容例示の変更を除く）

大分類 A — 農業

旧（昭和26年4月）		新（昭和28年3月）		備 考
分 番	類 号	分 番	類 号	
014	高等園芸農業	014	特殊園芸農業	
0141	高等園芸農業	0141	特殊園芸農業	

大分類 B — 林業及び狩猟業 変更なし

大分類 C — 漁業及び水産養殖業

旧（昭和26年4月）		新（昭和28年3月）		備 考
分 番	類 号	分 番	類 号	
082	遠洋漁業	082	一般海面漁業	遠洋漁業、沖合漁業、沿岸漁業及び採貝、採藻業を一括して一船海面漁業とした
0821	汽船トロール漁業	0821	底曳網漁業	
0822	以西機船底曳網漁業	0822	旋網漁業	
0823	遠洋カツオ、マグロ漁業	0823	敷網漁業	
0824	母船式漁業	0824	刺網漁業	
083	沖合漁業	0825	釣、延縄漁業	
0831	揚繰網漁業	0826	定置網漁業	
0832	以東機船底曳網漁業	0827	地曳、船曳網漁業	
0833	打瀬網漁業	0828	採貝、採藻業	
0834	手繰網漁業	0829	その他の海面漁業	
0835	棒受網漁業			
0836	刺（流し）網漁業			
0837	一本釣漁業			
0838	延縄漁業			
0839	他に分類されない沖合漁業			
084	沿岸漁業			
0841	台網、落網漁業			

旧（昭和26年4月）		新（昭和28年3月）		備 考
分類番号	項 目 名	分類番号	項 目 名	
0842	曳網類漁業			(削除)
0843	その他の網漁具による沿岸漁業			
0844	釣漁具による沿岸漁業			
0845	延縄漁具による沿岸漁業			
0849	他に分類されない沿岸漁業			
085	採貝, 採藻業			
0851	採貝業			
0852	採藻業			
086	内水面漁業	083	内水面漁業	
0861	内水面漁業	0831	内水面漁業	
0931	その他の貝類養殖業			
0914	ノリ養殖業	0913	ノリ養殖業	

大 分 類 D — 鉱 業

旧（昭和26年4月）		新（昭和28年3月）		備 考
分類番号	項 目 名	分類番号	項 目 名	
1372	黄鉄鉱採掘業	1372	硫化鉄鉱採掘業	

大 分 類 E — 建 設 業

旧（昭和26年4月）		新（昭和28年3月）		備 考
分類番号	項 目 名	分類番号	項 目 名	
161	建物建設業	163	建物建設業	国又は地方公共団体が直営で公共のために行うものも建設業に含め細分類した。
1611	建物建設業	1631	国営建物建設業	
		1632	地方公共団体営建物建設業	
		1633	請負建物建設業	
162	道路建設業（高架道路を除く）	162	道路建設業（高架道路を除く）	
1621	道路建設業（高架道路を除く）	1621	国営道路建設業（高架道路を除く）	
		1622	地方公共団体営道路建設業（高架道路を除く）	
		1623	請負道路建設業（高架道路を除く）	
163	重建設業（道路建設業を除く）	161	重建設業（道路建設業を除く）	

旧（昭和26年4月）		新（昭和28年3月）		備 考
分類 番号	項 目 名	分類 番号	項 目 名	
1631	重建設業（道路建設業を除く）	1611	国営重建設業（道路建設業を除く）	
		1612	地方公共団体営重建設業（道路建設業を除く）	
		1613	請負重建設業（道路建設業を除く）	

大 分 類 F — 製 造 業

旧（昭和26年4月）		新（昭和28年3月）		備 考
分類 番号	項 目 名	分類 番号	項 目 名	
2045	香辛料製造業	2045	ソース製造業	香辛料製造業は2409の内容例示とする。
2064	ソース、食酢製造業	2046	食酢製造業	ソース製造業は2045へ移す。 （新設）
		2049	その他の調味料製造業	
2613	建築用紙及び板紙製造業	2613	繊維板製造業	（新設）
		2692	段ボール製造業	
2826	産業用爆薬製造業	2826	爆薬製造業	（改正）
3458	電気メッキ、金属張及び研磨業	3458	電気メッキ業	（新設）
		3459	その他の金属表面処理業	
		3512	船用機関及び同部分品製造業	
3541	工作機械製造業	3541	金属工作機械製造業	（新設）
		3554	繊維機械の部分品、取付具及び附属品製造業	
3583	衝器製造業			（削除）3883へ移す
364	自動車及び鉄道車輛用電気装置製造業	364	自動車、航空機及び鉄道車輛用電気装置製造業	
3641	自動車及び鉄道車輛用電気装置製造業	3641	自動車、航空機及び鉄道車輛用電気装置製造業	
		3665	信号保安装置製造業	（新設）
3714	自動車用代燃装置製造業			（削除）3579の内容例示とする。
372	オートバイ及び部分品製造業			（削除）371に含める
3721	オートバイ製造業			（削除）3712に含める
3722	オートバイ部分品製造業			（削除）3713に含める
374	鉄道車輛製造業	374	鉄道車輛及び部分品製造業	
3741	鉄道機関車製造業	3741	鉄道機関車及び部分品製造業	

旧 (昭和26年4月)		新 (昭和28年3月)		備 考
分類 番号	項 目 名	分類 番号	項 目 名	
3742	客貨車製造業	3742	客貨車及び部分品製造業	
3761	航空機及び部分品製造業	3761	航空機製造業	
		3762	航空原動機及びその部分品製造業	(新設)
		3763	航空機用プロペラ及びプロペラ部 品製造業	(新設)
		3769	他に分類されない航空機部分品及 び補助装置製造業	(新設)
388	度量器及び量器製造業 (機械的測定 器を除く)	388	度量衡器製造業 (機械的測定器を 除く)	
		3883	衡器製造業 (機械的測定器を除く)	(新設) 3583から移す
3934	羽子板製造業			(削除) 3931の内容例 示とする。

大 分 類 G — 卸 売 及 び 小 売 業

旧 (昭和26年4月)		新 (昭和28年3月)		備 考
分類 番号	項 目 名	分類 番号	項 目 名	
403	呉服, 衣服及び身廻品卸売業	403	織物, 衣服及び身廻品卸売業	
4031	呉服卸売業	4031	織物卸売業	
405	農産物及び水産物卸売業 (消費物 資)	405	農畜産物及び水産物卸売業 (消費 物資)	
4051	農産物卸売業 (消費物資)	4051	農畜産物卸売業 (消費物資)	
4098	農産物卸売業 (工業原料物資)	4098	農畜産物卸売業 (消費物資を除く)	
412	代理商及び仲立業 (エイジエント, ブローカー, コミッショナー マERCHANT)	412	代理商及び仲立業 (農産物集荷業 を除く) (エイジエント, ブロー カー, コミッショナーマERCHANT)	
4121	代理商及び仲立業 (エイジエント, ブローカー, コミッショナーマ ERCHANT)	4121	代理商及び仲立業 (農産物集荷業 を除く) (エイジエント, ブロー カー, コミッショナーマERCHANT)	
413	農産物集貨業	413	農産物集荷業	
		4131	米穀集荷業	(新設)
4131	農産物集貨業	4132	農産物集荷業 (米穀集荷業を除く)	
43	呉服, 衣服及び身廻品小売業	43	織物, 衣服及び身廻品小売業	
431	呉服及び和服小売業	431	織物及び和服小売業	
4311	呉服及び和服小売業	4311	織物及び和服小売業	
4491	米穀類小売業	4491	米麦小売業	

旧（昭和26年4月）		新（昭和28年3月）		備考	
分類番号	項目名	分類番号	項目名		
497	他に分類されない中古品小売業	4494	雑穀及び豆類（乾燥）小売業	（新設）	
		497	中古品小売業（中古衣服を除く）		
		4971	中古自動車小売業		（新設）
		4972	中古自転車小売業		（新設）
		4973	その他の中古路上運搬機小売業		（新設）
		4974	古雑誌及び古書籍小売業		（新設）
4971	他に分類されない中古品小売業	4979	他に分類されない中古品小売業		

大分類 H — 金融及び保険業

旧（昭和26年4月）		新（昭和28年3月）		備考
分類番号	項目名	分類番号	項目名	
5072	郵政省貯金局及び同支局	5073	郵政省地方貯金局	（削除）
5073	復興金融公庫			
5074	日本輸出銀行	5073	日本輸出入銀行	
5075	日本開発銀行	5074	日本開発銀行	
		514	農林漁業金融公庫	（新設）
		5141	農林漁業金融公庫	（新設）
514	休業中又は清算中の農林水産業に対する金融機関	515	休業中又は清算中の農林水産業に対する金融機関	
5141	休業中又は清算中の農林水産業に対する金融機関	5151	休業中又は清算中の農林水産業に対する金融機関	
521	中小商工金融業及び庶民金融業に対する再割引及び融資機関（商工組合中央金庫）	521	中小商工金融業及び庶民金融業に対する再割引及び融資機関	
5221	国民金融公庫	5221	中小企業金融公庫	（新設）
		5222	国民金融公庫	
5222	住宅金融公庫	5223	住宅金融公庫	
		5212	信用金庫連合会	（新設）
		5231	信用金庫	（新設）
5231	信用協同組合又は信用組合	5232	信用協同組合又は信用組合	
5232	金銭無尽会社	5233	相互銀行	
5233	物品無尽会社	5234	物品無尽会社	
5234	質屋	5235	質屋	
5235	貸金業	5236	貸金業	

旧（昭和26年4月）		新（昭和28年3月）		備 考
分類 番号	項 目 名	分類 番号	項 目 名	
5413	証券業者の代理店			(削除) (新設)
		5419	他に分類されない証券業	
543	取引所及び取引清算所	543	取引所	(削除)
5513	混合（株式会社組織と相互組織との） 生命保険会社			
5514	生命保険組合	5513	生命保険組合	
5515	生命保険再保険会社	5514	生命保険再保険会社	
5516	簡易保険局及び同支局	5515	郵政省地方簡易保険局	
5621	損害保険料率算出団体	5621	保険料率算出団体	

大 分 類 I — 不 動 産 業

変 更 な し

大 分 類 J — 運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業

旧（昭和26年4月）		新（昭和28年3月）		備 考
分類 番号	項 目 名	分類 番号	項 目 名	
602	停車場会社			(削除) } 5911の内容 (削除) } 例示にする
6021	停車場会社			
611	地方鉄道業及び軌道業（乗合自動車 運送業を兼営しないもの）	611	地方鉄道業及び軌道業（自動車運 送業を兼営しないもの）	(新設)
6111	軌道業（乗合自動車運送業を兼営 しないもの）	6112	軌道業（自動車運送業を兼営しな いもの）	
6112	地方鉄道業（乗合自動車運送業を 兼営しないもの）	6111	地方鉄道業（自動車運送業を兼営 しないもの）	
6113	地下鉄道業（乗合自動車運送業を 兼営しないもの）	6113	地下鉄道業（自動車運送業を兼営 しないもの）	
		1614	無軌条電車業（自動車運送業を兼 営しないもの）	
1614	鋼索鉄道業（乗合自動車運送業を 兼営しないもの）	6115	鋼索鉄道業（自動車運送業を兼営 しないもの）	
6115	索道業（乗合自動車運送業を兼営 しないもの）	6116	索道業（自動車運送業を兼営しな いもの）	
612	地方鉄道業及び軌道業（乗合自動 車運送業を兼営するもの）	612	地方鉄道業及び軌道業（自動車運 送業を兼営するもの）	

旧 (昭和26年4月)		新 (昭和28年3月)		備 考
分類 番号	項 目 名	分類 番号	項 目 名	
6121	軌道業 (乗合自動車運送業を兼営するもの)	6122	軌道業 (自動車運送業を兼営するもの)	
6122	地方鉄道業 (乗合自動車運送業を兼営するもの)	6121	地方鉄道業 (自動車運送業を兼営するもの)	
6123	地下鉄道業 (乗合自動車運送業を兼営するもの)	6123	地下鉄道業 (自動車運送業を兼営するもの)	
		6124	無軌条電車業 (自動車運送業を兼営するもの)	(新設)
6124	鋼索鉄道業 (乗合自動車運送業を兼営するもの)	6125	鋼索鉄道業 (自動車運送業を兼営するもの)	
6125	索道業 (乗合自動車運送業を兼営するもの)	6126	索道業 (自動車運送業を兼営するもの)	
621	一般及び貸切自動車運送業	621	一般旅客自動車運送業	
6211	一般旅客自動車運送業	6211	一般乗合旅客自動車運送業	
6212	貸切旅客自動車運送業	6212	一般乗用旅客自動車運送業	
		6213	一般貸切旅客自動車運送業	(新設)
624	道路旅客運送固定施設業			(削除) } 6761へ移す
6241	道路旅客運送固定施設業			(削除) }
6311	積合貨物自動車運送業	6311	一般路線貨物自動車運送業	
6312	貸切貨物自動車運送業	6312	一般区域貨物自動車運送業	
		6313	一般小型貨物自動車運送業	(新設)
634	貨物荷扱固定施設業			(削除) } 6762へ移す
6341	貨物荷扱固定施設業			(削除) }
6442	船運送業	6442	はしけ運送業	
6443	曳船業	6433	引船業	
6449	他に分類されない地方水上運送業			(削除)
645	水上運輸に関するサービス業	645	船舶貸渡業	水上運輸に関するサービス業は67へ移す
6451	浅橋泊渠業			(削除)
6452	水運荷役請負業			(削除)
6453	船舶貸渡業	6451	船舶貸渡業	
6459	他に分類されない水運サービス業			(削除)
651	航空運輸業 (一般運送業)	651	航空運送業	
6511	航空運輸業 (一般運送業)	6511	定期航空運送業	
		6512	不定期航空運送業	(新設)

旧 (昭和26年4月)		新 (昭和28年3月)		備 考
分類 番号	項 目 名	分類 番号	項 目 名	
652	航空業 (一般輸送業を除く)	652	航空機使用業 (航空運送業を除く)	
6521	航空業 (一般輸送業を除く)	6521	航空機使用業 (航空運送業を除く)	
653	空港業及び飛行場業			(削除)
6531	空港業及び飛行場業			(削除) } 6764へ移す
663	水面木材倉庫業及び保管業	663	水面木材倉庫業	
6631	水面木材倉庫業及び保管業	6631	水面木材倉庫業	
664	農業倉庫業			(削除)
6641	農業倉庫業			(削除)
671	貨物取扱業	671	貨物運送取扱業	
6711	貨物取扱業	6711	陸上貨物運送取扱業	
		6712	海上貨物運送取扱業	(新設)
		6713	航空運送取扱業	(新設)
6712	通運業	6714	通運業	
672	包装業			(削除) 675へ移す
6721	包装業			(削除) 6751へ移す
6731	運輸幹旋業	6731	旅行幹旋業	
		6732	貨物運送仲立業	(新設)
		6733	船舶仲立業	(新設)
		674	木船回漕業	(新設)
		6741	木船回漕業	(新設)
		675	包装業	(新設) 672より移す
		6751	包製業	(新設) 6721より移す
		676	運輸施設提供業	(新設)
		6761	道路運送固定施設業	(新設) 6241より移す
		6762	貨物荷扱固定施設業	(新設) 6341より移す
		6763	浅橋泊渠業	(新設) 6451より移す
		6764	飛行場業	(新設) 6531より移す

大 分 類 K ——— サービス業

旧 (昭和26年4月)		新 (昭和28年3月)		備 考
分類 番号	項 目 名	分類 番号	項 目 名	
		903	日本に駐留する外国軍隊の施設	(新設)
		9031	日本に駐留する外国軍隊の施設	(新設)
		9141	国立短期大学	(新設)
		9142	公立短期大学	(新設)
		9143	私立短期大学	(新設)
9141	国立大学	9144	国立大学	
9142	公立大学	9145	公立大学	
9143	私立大学	9146	私立大学	
916	特殊教育学校	916	特殊学校	
917	図書館, 博物館, 動物園, 植物園 及び水族館	917	各種学校	
9171	図書館	9171	国立各種学校	図書館は9182へ移す
9172	博物館, 美術館	9172	公立各種学校	博物館, 美術館は9183へ移す
9173	動物園, 植物園, 水族館	9173	私立各種学校	動物園, 植物園, 水族館は9184へ移す
		918	社会教育	(新設)
		9181	公民館	9193より移す
		9182	図書館	9171より移す
		9183	博物館, 美術館	9172より移す
		9184	動物園, 植物園, 水族館	9173より移す
		9185	通信教育	9192より移す
9191	各種学校			917へ移す
9192	通信教育			9185へ移す
9193	公民館			9181へ移す

大 分 類 L ——— 公 務

変 更 な し

大 分 類 M ——— 分類不能の産業

変 更 な し

日本標準産業分類第3回改正における新旧比較（昭和29年3月改訂）

（説明及び内容例示の変更を除く）

大分類 F — 製造業

旧（昭和28年4月）		新（昭和29年3月）		昭和29年2月27日行 政管理庁告示第4号	備 考
分類 番号	項 目 名	分類 番号	項 目 名		
		19	武器製造業		（新設）
		191	銃製造業		（新設）
		1911	銃製造業		（新設）
		192	砲製造業		（新設）
		1921	砲製造業		（新設）
		193	銃弾製造業		（新設）
		1931	銃弾製造業		（新設）
		194	砲弾製造業（装填組立業を除く）		（新設）
		1941	砲弾弾体製造業		（新設）
		1942	薬きょう製造業		（新設）
		1943	火薬類の入っていない武器用信管製造業		（新設）
		195	銃砲弾以外の弾薬製造業（装填組立業を除く）		（新設）
		1951	銃砲弾以外の弾薬外かく製造業		（新設）
		1952	銃砲弾以外の弾薬の関連機械器具製造業（装填組立業を除く）		（新設）
		196	弾薬装填組立業（銃弾製造業を除く）		（新設）
		1961	弾薬装填組立業（銃弾製造業を除く）		（新設）
		197	特殊装甲車輛（銃砲をとう載する構造を有する装甲車輛であつて、無限軌道装置によるもの）および特殊装甲車輛部品製造業		（新設）
		1971	特殊装甲車輛（銃砲をとう載する構造を有する装甲車輛であつて、無限軌道装置によるもの）および特殊装甲車輛部品製造業		（新設）
		199	その他の武器製造業		（新設）
		1991	弾薬（銃砲弾を除く）投射機械器具製造業		（新設）
		1999	他に分類されない武器製造業		（新設）
2826	爆薬製造業	2826	産業用火薬類製造業		（改正）
		2827	武器用火薬類製造業（弾薬装填組立業を除く）		（新設）

第三章 分類上の一般原則

産業分類は、その国の産業構造を巧みに示すことを目的とする。一国内における産業活動に関する調査を考へて見ると、人口センサスのように広く各個人からの報告によつて産業活動を知ろうとするものもあれば、又工業センサス、商業センサスのように工場、会社、商店のような事業所からの報告によつて、産業活動を知ろうとするものもある。これが国の内外において統一され、同一原則の下に編成されることは望ましいことである。この意味において、今回わが国の標準産業分類を作成するに當つて採用した原則と定義とは、差支えない限り、米國及び國際連合のものによることにした。従つて、従來のわが國の統計との比較において、相當の犠牲を払わなければならない。改革は大英斷をもつてせねば完成しない。慣習にとらわれているならば、いつまでも中途半端なものとなる。しかしながら、わが國には、わが國としての特質もあり、産業文化の差もあるので、これらの点については、わが國特有の形式を採用した。従つて、この分類が、そのまま、いずれの調査にも用いられなければならないものではない。しかし、いずれの調査に用いられる産業分類であつても、適當に取捨選択することによつて、本分類と比較対照し得るものでなければならないのである。分類上の原則を設けるに當つて最も大切な点は次のことである。

- 一 分類せられる單位は事業所であること。
- 二 各單位は主要活動によつて分類せられること。
- 三 分類項目を設けることは、事業所の數、従業員の数、仕事の量、雇傭及び賃金變動、ならびにその他重要な經濟事象の見地から意義あること。

それであるから、この産業分類は、經濟活動の種類による分類であつて、職業とか商品とかによるものではない。又、分類の基準は大抵の國に現存している經濟構造によつたので、作業の技術、原材料の性質、又は、用途とかいつたような單一の原則にはより得ない。

なお、この分類は所有權のいかんを問わない。國營であろうと、民營であろうと、同一の經濟活動は同一箇所に分類した。

上記二原則に盛られた幾つかのことばをはつきりさせることが、やがては本分類の全貌を明白にすることになると思ふ。

第一項 事業所の定義

ここでいう事業所（ニスタブリツシメント）とは「仕事が行なわれている一定の場所」のことである。更に詳言すれば「仕事が行なわれているか、あるいはサービスか、産業活動が行なわれている個々の物理的場所」のことである。通例、工場、仕事場、店舗、鉱山、農場、病院、事務所等のようなものである。しかし實際には、仕事が行なわれている一定の場所がないものがある。たとえば、行商人とか鋤掛屋のようなものである。このような場合には、便宜上自己の住居を事業所とみなすの

である。

この定義に基けば、いやしくも職業のある者は、いずれかの事業所において活動しているから、その者は又、産業があるのである。従つて、人口センサスのように各個人を対象とする調査において、各人の産業活動を調べようと思えば、各個人をとらえて、その事業所はどこであり、どんな経済活動をしているかを、実地に事業所に行かずに間接的に尋ねなければならないので、詳しいことを聞くのは無理である。又、産業の営まれている事業所を対象とする調査において、全事業所を把握しようと思えば、建物という建物、世帯という世帯を全部調べなければならない。人口を洩れなく正確に捕えることも困難であるが、全事業所を完全に把握することも仲々難事である。しかし、いやしくも人口調査である限り全人口を調査するが、事業所を対照とする調査にあつては、往々ある程度の所で事業所を切り捨てて調査を簡単にするのが通例である。

さもなければ、赤帽、行商人のような単独経営は、いずれも自家が一つの事業所となるので把握するのに困難な零細規模のものも非常に広く調査しなければならなくなり、事業所を調査対照とする調査である以上、常に国勢調査式の大綱を拡げなければならなくなる。この事業所の切捨て方には色々の方法があろう。これは時により、調査目的により、経費により定められる。例えば雇傭人又は使用者のある事業所とか、あるいは看板類似の社会的標識のある事業所とかにするがごときである。

第二項 産業分類適用の単位

産業分類は仕事のなされている単一の物理的場所に適用するのであるが、その同一構内に、幾つかの事業所が現存することがある。すなわち、そこにいくつの事業所があるのか問題である。これは貸金簿と財産目録とが別である最小単位ごとに区分して、各々別の事業所とするのである。ここでいう単一の場所、すなわち、同一構内の意味は、ことばどおり解釈する必要なく、往來をはさんでいる場合もあれば、二三町離れていることもある。その中に色々の仕事が営まれている場合、それが貸金台帳が別であるかどうか、又、財産目録が別であるかどうかで事業所を区切つて行くのである。

例えば、百貨店の一室を借りて営む商店があれば、明らかに同一構内でも別の事業所となるのである。

又、同一経営の上にある大工場があつて、三つの製造部門に分れ、貸金台帳は三部門に分離してあるが財産目録は二つに区分して編成されているとすれば、この工場は二つの事業所に区分されるのである。

そこで、問題になるのは貸金簿と財産目録の意義である。元來、本分類で事業所を単位としたのは、通常、工業、商業等のセンサスにおいて要求される。すべての主要項目、すなわち、従業員数（営業主を含む）、賃金及び給料、材料費、燃料及び動力費、生産額、販売額、材料貯蔵額、あるいは完成品貯蔵額等の統計を供給することができるためである。従つて、貸金簿と財産目録を字義通り解釈する必要のないこともある。貸金簿と財産目録は大規模の経営であれば正式なものも備え

ているが、わが国には小規模のものが多く、しかも家族従業者だけの経営もかなりあるし、その上簿記も発達していないので、收支、決算等を正確に行う事業所が少い、こんな関係で専門的に従業者がきめてあるとか、出勤簿あるいは賃金の支払場所が一定していれば、賃金台帳がそこに備わっているものと見ることにしたい。すなわち、財産目録については不動産等にふれる必要はなく、又減価償却等も必要はない。材料、燃料及び生産品がはつきり区分できる程度でよいのである。すなわち仕入費、売上高、あるいは同一家族だけであつても、生計費、営業費までも各々別に分離してあれば財産目録が各々別に備わっているものと見なすことにしたい。

このような見地から、同一構内に幾つの事業所が存在するかを判断して、産業分類を適用する事業所の単位を決定すべきである。この定義に従えば、今まで一つの事業所とみなされていた大規模の工場はなお幾つかの事業所に別れる場合がある。

次は、事業所を分類の単位とする考え方であるが、この考え方によらない方が調査が正確に行われ、調査数字も価値あるものが出るというものがある。それは同一構内でない離れ離れの事業を一括して、その統轄事務所をもつて一事業所とする場合である。この原則を適用するのは建設業、運輸通信業、その他の公益事業（倉庫業、通信業及び運輸に附帯するサービス業を除く）に限るのである。建設業中、土木建設請負業のような総合工事業は必ずしも本社、本店で一括せずに工事現場を直接監督し、賃金台帳を備えている出張所、支店、場合によつては本社、本店に取り纏めて調査単位とする。これに反して配管工事業、塗装工事業等のような職別工事業は、工事現場を分類の単位とせず、それぞれの事務所で一括調査するのである。又、鉄道、軌道、バス、ガス、電気、水道事業は一駅、一局、一発電所、一営業所ごとに分類の単位とせず、これらを一括して会社ごとに、一事業所として調査するのである。この他の産業に属する事業所にあつては、単一の物理的場所ごとに分類の単位とするが、詰所のような日々従業員も異なり、賃金の支払いも行わず、一単位の事業所に見られない場合には、同一市町村内のものを一括して事業所とする例外がある。従つて、これが市町村を異にする場合は機械的にそれぞれ別の事業所として若干報告に無理があつても分類の単位とすることができる。

この会社ごとを一括して、これを一事業所として調査する考えは、企業（エンタープライズ）を分類の単位とするものである。この企業には会社、組合の外に個人経営のものもある。これは収益を見るとか、徴税の目的とかの、財政統計のためにはふさわしいものである。これによると、大企業は各種の経済活動をしており、産業分類に設けてある数項目にわたる事業を唯一つの主要事業で分類表章することになり、しかも、主要業務を決定するのに困難があり、もしできてもこれを利用する上に誤解を生ずることがある。すなわち、余りにも分類の単位が大き過ぎるということである。

しかし、全体から見れば大部分事業所単位と企業単位とは一致するものである。この外の調査単位の考え方としては技術単位（テクニカルユニット）と作業単位（オペレーショナルユニット）の二つがある。

第三項 事業所の産業は主要業務により決定される

第一項により事業所の存在を知り、第二項により産業分類を適用する単位を知つて、次に起る問題は何によつて産業を決定するかである。これは事業所の内部において行われる経済活動には各種各様のものが複合している場合があるからである。その場合には特定生産品（生産品集団）又は特定の取扱う商品（商品集団）あるいは提供する特定のサービスに帰属する過去一箇年の総収入又は総販売額の最も多い事業によるのである。

この原則によることが明らかに不適當の場合は、従業員の数、又は、設備が用いられることがある。又、その総収入は偶然性、又は幸運等による場合は除かなければならない。又同一事業所での活動において、製材業と伐木業、粘土採取と煉瓦製造、石切場とガラス製造が結合されて分離し得ない場合には、その主要活動は最終目的である製材業、煉瓦製造業、又はガラス製造業とするものである。前に述べた総収入は、調査期日をさかのぼる一箇年間の実績によつて決定するのが原則であるが、現下のわが国の実情では、経済不安のために相當に事業の転換が行われている。これは資材、利潤の関係、又は法令による場合もあろう。このような状態であるから、一箇年内に転換が行われた事業所については、必ずしも一箇年間の総収入によらず、この転換が、将来、元の事業に戻る意志のない場合には、たとえ総収入が少くとも転換事業を主要活動とするのである。しかし、転換が一時的であつて、事情の許す限り元の事業に復帰する考えであり、又設備等からみて可能であれば、たとえ総収入が少くとも先の事業をもつて主要活動とするのである。又、季節によつて、定期的に事業を転換する場合には、調査期日に行う事業に関係なく一箇年間の総収入によつて主要業務を決定するのである。

第四項 附随事業所の産業は主事業所の産業に分類される

一事業所において行う経済活動が、主事業所の附随事業であつて、一般を対象としない場合にはその事業所の産業は主事業所の産業に分類するのである。たとえば工場自家用の変電所、商店専属の倉庫等は電力供給業、倉庫業とせず、工場、商店と同一の産業とするのである。

第四章 本分類に採用した十進分類法

分類項目を示すのに、すべてアラビア数字を使用する。まず大分類は13あつて、これを示すのに第一位の桁の数字をもつて大体表示し得るように数字が充てられている。この大分類を、更に中分類、小分類、細分類という四段の分類を行うのに常に十進法を用いる。すなわち一つの大分類を十箇以内の中分類に分類し、更に各中分類を十箇以内の小分類に、各小分類を十箇以内の細分類に分けてある。このような編成をする利益は、将来、産業の分化、又は経済活動の変遷に応じて修正するとき、全体系を変更せずに容易に部分的修正をすることが可能であり、又製表するとき、こと

に機械集計をする場合に能率化することができる点にある。

この四段分類を示すのに、それぞれ第二位、第三位及び第四位の数字を追加することによつて行われ、数字の桁数によつて、その分類項目がどの程度の分類であるかを示している。

ここに注意しなければならないのは三桁目、四桁目に0の数字を用いることがないこと、及び9の数字に特殊の意味を持たせたことである。後者については、ある分類を細分するに当つて、今のところ数箇の分類項目を設けて、その他は一括して「雑」として分類すれば充分である場合に、最後の「雑」項目であることを示すために、番号をとばして9の数字で示し、将来必要に応じて、その「雑」の中から容易に項目を独立させることができるようにしてある。勿論、九箇の項目に空なく分類するときも9の数字を用いるので、9には二通りの意味があることを注意されたい。

第五章 標準産業分類の各項目名と説明及び内容例示

本分類は四段に別れ、これを示すのに各分類項目の名称と十進法による数字を附加してある外、各項目に説明と、主な内容が例示してある。更に紛らわしいものについては、各項目の内容説明中に、正しい所属項目の位置が示してある。(第1部製造業以下参照)

○印はその項目に含まれるもの、×印は他の項目に含まれるものを示す、×印に掲げた産業の所属項目は〔 〕で示す分類番号及び内容の説明によつて知ることができる。

なお、この他に五十音順に産業名を列挙し、その所属項目の分類番号を附した索引表改訂版も続いて刊行する予定である。

第六章 従来分類と比較して著しく異なる点

細部にわたれば相当の差異を認めるがあまりに顕著なものを下に掲げる。

全体を通じて各種産業に直結するサービス業は従来サービス業に一括してあつたが本分類に於てはそれぞれの産業に含ませる。なお、各大分類についての主な差異は次のとおりである。

- 1 農 業； 造園業、植木業を含む。
- 2 林業及び狩猟業； 伐木業を含む。
- 3 漁業及び水産養殖業； なし。
- 4 鉱 業； 附属の請負業を含む。
- 5 建 設 業； 企業単位となる。土建の設計監督業を除く。
- 6 製 造 業； 新たな製造業の定義（物を新たに作り、これを卸売すること）により商業、修理業等との境界が明白となる。修理業と製造小売業を含まない。
- 7 卸売及び小売業； 新たな卸売及び小売業の定義により製造業、サービス業の境界が明白

になる飲食店を含み、不動産業及び倉庫業を除く。

- 8 金融保険業； なし。
- 9 不動産業； なし。
- 10 運輸、通信及びその他の公益事業； 倉庫業、ガス、電気、水道、衛生業が含まれる。
- 11 サービス業； 自由業全部を含み、修理業も含む。
- 12 公務； なし。
- 13 分類不能の産業； なし。

第七章 産業分類に関する政令及びその解説

一 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令

昭和26年4月30日政令第127号抄

改正昭和27年7月31日政令第297号

内閣は統計法（昭和22年法律第18号）第3条第2項及び第8条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

（用語の定義）

第1条 この政令において、左の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 1 統計調査、統計法第3条に定める指定統計調査並びに届出を要する統計調査の範囲に関する政令（昭和25年政令第58号）第2条の規定によつて届出を要する統計調査（以下「届出を要する統計調査」という。）のうち、国、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本銀行及び日本商工会議所が行うものをいう。
- 2 調査実施者、指定統計調査の実施者並びに届出を要する統計調査を実施する国の機関、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本銀行及び日本商工会議所をいう。

（産業分類）

第2条 調査実施者は、統計調査の結果を産業別に表示する場合には、行政管理庁長官が公示する分類の基準及び分類表によらなければならない。但し、特に必要がある場合においては、大分類項目を除く分類項目について、その直下位分類項目を細分し、又は直上位の一の分類に属する分類項目のいずれかを集約することができる。

- 2 調査実施者は、前項の規定によつて使用した分類及び分類表の名称を当該統計調査の結果の表示に記載しなければならない。

第3条（略）

（特例）

第4条 調査実施者は、この政令により難しい場合においては、行政管理庁長官の承認を得て、こ

れと異なる分類を用いることができる。

附 則

この政令、昭和26年5月1日から施行する、但し、この政令施行の前日に実施した統計調査（継続して実施している統計調査のこの政令施行の前日に実施した部分を含む）の結果を表示する場合においては適用しない。

二 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の第2条（産業分類関係）及び第4条（特例）の解説

1 第2条第1項の解釈について

(イ) 第2条第1項の「統計調査の結果を産業別に表示する場合」とは、統計調査の結果を事業所の経済活動の種類によつて表示する場合をいう。従つて事業所を調査単位とする調査に於ては勿論、人の属性を産業別に表示する場合も、その人が所属する事業所の経済活動の種類によつて表示するものとする。但し、時によつては事業所以外の例えば企業、作業等を調査単位とする場合もあるが、その場合に於ては企業又は作業の経済活動と解してここに含まれるものとする。

(ロ) 第2条第1項の「行政管理庁長官が公示する分類表によらなければならない。」とは、行政管理庁長官が公示する分類表（以下公示分類表という）そのままによらなければならないということである。但し、統計調査の結果を表示するに、必ずしも公示分類の全体系を表示しなければならないという意味でなく、当該統計調査の結果を表示する必要な範囲の分類項目が、公示分類表にある項目そのままであればよい。例えば公示分類表で製造業に関する部分の分類表のみを必要とする場合は、製造業以外の分類表を表示する必要はない。

また、公示分類表に大分類、中分類、小分類及び細分類の四段階があるので、そのうちの一分類だけをそのまま使用してもよい。しかし、これを括つて上位の分類表をも用いる場合には必ず公示分類表そのままではなければならない。

(ハ) 第2条第1項の「但し特に必要がある場合においては大分類項目を除く分類項目についてその直下位分類項目を細分し、又直上位の一の分類に属する分類項目のいずれかを集約することができる」とは、公示分類表そのままによれない場合は、公示分類表の項目について、大分類項目以外の項目を細分或いは集約し、かくて得た分類表によつて統計調査の結果を表示することができることをいう。但し、公示分類表の項目を細分し、或いは集約する方法は次に定める所によらなければならない。即ち

(1) 公示分類表の大分類項目は集約することができない。換言すれば公示分類表の大分類項目を集約して、これ以上簡単な分類表にはできないのである。

(2) 公示分類表の中分類項目及びそれ以下の下位分類項目は、細分若しくは集約することができる。

(イ) 細分するには次の方法による

例えば、所要の分類項目が中分類項目を細分して得られるとき、その細分の方法は、

細分しようとする中分類項目に属する小分類項目の何れかを、そのまま又は小分類項目の幾つかを合せたものを中分類に引き上げてこれを細分する項目に使用するか、或いは又何れかの一つの小分類項目を細分したものを中分類に引き上げて、これを細分する項目に使用するか、何れかでなければならない。このことは小分類についても同様であるが、細分類を更に細分する場合は調査実施者の自由である。

(ii) 集約する場合は次の方法による

所要の分類が公示分類表の小分類項目を集約して得られる場合は、同一中分類項目に属する公示分類表の小分類項目そのままを集約し得るが、異なる中分類項目に亘つて公示分類表の小分類項目を集約することはできない。また、幾つかの小分類項目の内容の一部をとつてこれを集約し新しい分類項目を設けることもできない。このことは公示分類表の中分類項目或いは細分類項目を集約する場合も同様である。

2 第2条第2項について

調査実施者が統計調査の結果を産業別に表示する場合には、使用した分類及び分類表の名称を当該統計表の表題若しくは注記等に明示しなければならない。この場合は、分類の名称は「日本標準産業分類」分類表はその内の大、中、小、細分類のいずれによつたかを記載することとする。

なお、集約細分を行つた場合はその箇所又は方法についての注を併記すること。

3 第4条の規定にもとづく手続について（特例）

第2条第1項（産業分類関係）及び第3条（疾病、傷害及び死因分類関係）の規定に基づいて所要の分類を得ることができない場合は、第2条第1項及び第3条の規定に基づく以外の分類を使用することができる。但しこの場合は、行政管理庁長官にその理由を附して、当該分類を統計調査の結果の表示に使用することの承認申請をすること。

右の承認申請には次の事項を記載すること。

産業分類についての記載事項

(イ) 調査実施者名

(ロ) 統計調査の名称

(ハ) 調査の単位及び調査の範囲

(ニ) 使用する分類表（出来得れば分類の作り方及び公示分類表との比較表並びに使用方法を添記する）

4 分類の基準について

行政管理庁長官が公示する産業分類の分類基準は、当分の間、行政管理庁刊行の「日本標準産業分類第1巻分類項目名、説明及び内容例示」に掲げる分類基準を準用するものとする。

三 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令に基いて告示した産業分類

◎昭和26年4月30日統計委員会告示第6号

●改正昭和28年3月31日行政管理庁告示第8号

●改正昭和29年3月1日行政管理庁告示第4号

統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）

第2条の規定に基づいて、分類の名称及び分類表を次のように定めた。

昭和26年4月30日

統計委員会委員長 犬内兵衛

- 一 分類の名称 日本標準産業分類
- 二 分類表